社会党政権の成立は「ダマスカスへの道」か

――村山内閣成立をめぐる各党議員の政治的態度――

堀江湛

一 「ダマスカスへの道」か数合わせの連立か
二 政権をめぐる与野党議員の政治的態度
三 基本政策をめぐる与野党議員の政治的態度
四 社会党の政策転換に対する社会党議員の態度
五 与野党議員の政治的態度に見られる五つのクループ

一 「ダマスカスへの道」[1]か数合わせの連立か

自民党、社会党、新党さきがけの三党連立政権、村山富市内閣が成立した。五五年体制下、四〇年近くにわたって政権与党の地位を占めてきた自民党と野党第一党として自民党と相対峙してきた社会党とが連立を組んだわけであるから国民も世界も驚いた。さらに村山総理は組閣にあたり、また臨時国会冒頭の所信表明演説において次々に社会党のこれまでの基本政策を転換し、あらためて社会党の支持者はもちろん広く国民や世界の目を疑わせ戸惑わせた。

それは東西対立の終焉によって社会党所属の国会議員の政治的態度や価値観、国際関係の現状認識が衝撃を受け、それが素地となって、政権獲得によって一挙に回心(コンバーション)が生じたのか。それとも、この三党連立政権は政権獲得という共通利害で結ばれた政治的態度や価値観を全く異にする三つの政治集団の単なる連立に過ぎぬのか。それは「ダマスカスへの道」(the Road to Damascus)の奇跡であったのか、あるいはすべてを棚上げした数合わせであったのか。

たまたま、一九九四年六月一四日の朝日新聞朝刊(東京本社版)に全衆議院議員に対する面接調査の結果とその分析が掲載された。丁度、組閣にあたり社会党の連立離脱によって衆議院における過半数割れの小数派内閣として発足することを余儀なくされた羽田孜内閣が、六月二九日の会期末を前に予算成立後羽田内閣不信任案の提出を目指す自民党や一部社会党の動きと社会党の連立復帰を求める羽田内閣の連立与党の動きに揺れていた時期であった。

この調査は六月四日(土)から一一日(土)の間に全衆議院議員五〇九人(欠員二)を対象に朝日新聞記者が原則として直接本人に面接して行なったもので、全質問一八項目のうち一〇項目について議員個人名で回答が明らかにされている(2)。政治的態度の表明が議員の立場に微妙な影響をもたらすと思われる問題については個人名での回答は伏せられている。そのため関心を引くかなりの重要項目について議員個人の態度を知ることはできないが、しかし議員個人の態度が表明されている項目のみからでも貴重な情報を得ることはできる。この六月調査に続いて、村山内閣成立後九月七日朝刊(東京本社版)紙面に国連安全保障理事会の常任理事国に日本が入るかどうかをめぐって衆参両院の全議員七六一人を対象とする調査結果とその分析が掲載された。この九月調査は、八月三〇日(火)から九月二日(金)に行なわれファックスで回答を求めたものである。この調査についても議員個人名での回答が示されている(3)。

またこれに先立ち七月二七日朝刊(東京本社版)紙面に、村山首相が臨時国会の答弁で打ち出した社会党の基本政策についての政策転換に対する賛否をめぐり、社会党の衆参両議員を対象とする調査結果とその分析が掲載された(4)。この七月調査は、七月二三日から二六日にかけて行なわれ、ファックスで回答を求めたものである。このような個々の

国会議員の個人名での回答を発表できる調査は、一般の民間人である研究者には極めて難しいのでこの紙面に発表された三つの調査結果を手がかりに二次分析を加えてみよう。

二　政権をめぐる与野党議員の政治的態度

政治的態度調査および常任理事国入り調査で議員個人の回答が明らかにされている質問項目は、解散総辞職、内閣不信任案、政界再編にともなう政権形態といった政権をめぐる問題と税制改革、地方分権、憲法九条や国連常任理事国入りといった現在焦点となっている内政外交をめぐる基本政策の問題および政策課題ではあるがどちらかといえば個人の信条にもつながるような死刑制度の問題の三つに分けることができる。第一、第二の問題は、議員個人の立場というよりも所属政党の立場による拘束がかなり強いと思われるし、第三の問題は相対的に議員個人の立場が強く出ているものと思われる。

個々の議員の政治的態度を考察する場合、所属政党とならんでその議員の当選回数との関係を見る必要がある。五五年体制の下で、それぞれの政党の役職、旧自民党の場合閣僚あるいは政務次官に就任の条件として、次第に当選回数が大きな要因を占めるようになってきた。日本の組織一般に見られる、年功序列システムの事実上の確立である。一方、特に旧自民党を中心とする二世議員の増大によって、当選回数の多少は年齢の上下とも対応するようになってきた。

竹下内閣における入閣のひとつの条件は当選七回以上とされたが、宇野内閣以降政府与党を囲む危機的政治状況の中で、当選回数の少ない若手政治家の抜擢が行なわれるようになった。若手政治家の社会意識の変化も加わって、党内の政治改革議論の中で多くの若手政治家は政治改革推進に積極的に参加するようになった。政治改革をめぐる対立

は、一面、世代的対立の様相も示すようになったのである。

自民党の場合、当選一・二回と三・四回の議員を加えると、全議員の半分弱であるが、社会党の場合七割弱、新生党では四分の三、新党さきがけと日本新党、自由党、新党みらいでは一名を除いて全員、公明・民社両党は八割強を占めている。当選七回以上の議員は、自民党で三割、社会党で二割強を占めているが、新生、公明、民社の各党ではいずれも一割強で、日本新党、新党みらいでは、各一名、新党さきがけや自由党には一名もいない。衆議院議員の三分の二は当選四回以下であり、政治改革積極派のほとんどはこれら当選四回以下の議員で占められている。

政権をめぐる問題については、まず羽田内閣成立後の解散総選挙に対する態度を見ると(**表1**)、社会党と自民党、特に社会党において直ちに解散して現行中選挙区制で選挙をやろうという意見が多かった。区割り法案を成立させ新制度による早期解散を主張する意見は細川護熙元首相が率いる日本新党が突出している。この点については、新生・公明・民社の三党と自民・社会の両党はそれほど変わらない。自民・社会両党にもかなりの選挙制度改革推進派のいることがうかがわれる。年内解散の必要がないとする意見については、公明党が突出して支持し、新生党にもこの意見が強い。新・新党結成の準備が遅れ選挙態勢が整っていなかったことに対する正直な表明であろう。この意見については、当選一・二回の議員が突出して賛成している。選挙基盤の弱さを示すものといえよう。

この問題については、新党さきがけ・自民の両党にその他・無回答が著しく多い。朝日新聞の記事によると、その他の中には羽田内閣の総辞職を求めるものが多数を占めたという。新党さきがけと自民両党に羽田内閣総辞職を求める声が強かったものと思われる。自民党だけ取り出してみると自民党議員のほぼ半分は羽田内閣の総辞職を求め、五分の一弱が現行中選挙区制での解散を、四分の一弱が新制度での早期解散を求めていた。社会党についてみると三分の一が羽田内閣の総辞職、四分の一強が現行中選挙区制度での解散を、四分の一が新制度での早期解散を求めていた。自民・社会の両党は、四つの態度にまたがっていたのに対し共産党が一四名中一〇名が現行中選挙区制での解散を主

表1　解散への態度

（実数）	中選挙区解散	新制度解散	今年中の解散反対	その他・無回答
全　体 (475)	15 3	22 9	20 8	41 0
自民党 (196)	18.9	23 0	8.2	50 0
社会党 (72)	26 4	23 6	13 9	36 1
新生党 (55)	−	25 5	43 6	30 9
さきがけ (22)	4 5	13 6	18 2	63 6
公明党 (47)	−	19 1	63 8	17 0
民社党 (16)	−	25 0	31 3	43 8
日本新党 (32)	−	37 5	21 9	40 6
自由・みらい・ 改新系無所属 (15)	−	33 3	13 3	53 3
無所属 (5)	40 0	−	20 0	40 0
共　産 (15)	93 3	−	−	6 7

羽田政権は，首班指名のあとて連立の組み合わせが変わりましたか，今年度予算案が成立したら，解散・総選挙をして，たたちに民意を問うべきたと思いますか。そう思いませんか。次のなかから選択してください。

① ただちに解散すべき。現行中選挙区てもやむを得ない
② 「区割り法案」を成立させ、てきるだけ早く新制度て解散すへき
③ 少なくとも今年中は解散する必要はない
④ その他・無回答

張していたことはともかく、新生党以下与党各党の議員の中には現行中選挙区制での解散に賛成していたものは一人も見られなかった。

内閣不信任案については、(表2)、自民党の大勢、ほぼ四分の三近くが不信任案に賛成の態度を表明していたのに対し、約三分の一がその他・無回答で、反対との立場を表明したものも二名、欠席すると答えたものも一名いた。社会党の場合、不信任案提出に賛成は約三割、反対はその半分に過ぎなかったが、全体の半数以上がその他無回答であった。社会党がこの問題で大きく揺れていることがわかる。不信任案に賛成の態度を示したものは、当選七回以上の議員の中では突出して多い。当選七回以上の議員が自民党と社会党の中に多かったためであろうか。

ポスト羽田内閣の政権形態については(表3)、自民党の三分の一以上が二大政党制、五分の一が保守A、保守B、社民リベラルのいわゆる三党制を支持していたが、全体の四割がその他・無回答ではっきりとした展望を持っていなかったことがわかる。社会党の場合、五割強が三党制を支持していたが社民リベラルの相手方である民社党の方は三分の二以上が二大政党制を支持し、三党制の支持はわずかであった。新生・公明

表2　不信任案への態度

(実数)	賛成	反対	欠席	その他無回答
全体 (475)	37.6	36.1	0.2	26.1
自民党 (196)	70.9	1.0	0.5	27.6
社会党 (72)	29.2	13.9	—	56.9
新生党 (55)	1.8	92.7	—	5.5
さきがけ (22)	4.5	13.6	—	81.8
公明党 (47)	—	97.9	—	2.1
民社党 (16)	—	100.0	—	—
日本新党 (32)	—	90.6	—	9.4
自由・みらい・改新系無所属 (15)	—	93.3	—	6.7
無所属 (5)	40.0	20.0	—	40.0
共産 (15)	100.0	—	—	—

羽田内閣に対して内閣不信任案か出た場合，本会議てはとのように対応しますか。
① 賛成する ② 反対する ③ 欠席する ④ その他・無回答

表3　ポスト羽田内閣の政権形態

（実数）	二大政党	保守A,保守B 社民リベラル	小党分立	その他 無回答
全　体 (475)	44 5	21 6	4 8	29 0
自民党 (196)	36 7	21 4	2 0	39 8
社会党 (72)	18 1	56 9	11 1	13 9
新生党 (55)	87 3	7 3	−	5 5
さきがけ (22)	13 6	18 2	4 5	63 6
公明党 (47)	89 4	−	−	10.6
民社党 (16)	68 8	18 8	−	12.5
日本新党 (32)	40 6	18 8	3 1	37 5
自由・みらい・ 改新系無所属 (15)	60 0	13 3	−	26 7
無所属 (5)	−	20 0	60 0	20 0
共　産 (15)	6.7	−	40 0	53 3

政権再編かまた進みそうてすか，今後の政治勢力の姿について，とういうものが好ましいと考えますか。次の中から選択してください。

① 政権交代が可能な二大政党か競い合う形
② 山岸章連合会長か言うような「保守A」「保守B」「社民リベラル」といった三大勢力か競い合う形
③ 民意をてきるたけ反映する形の小党分立てもいい
④ その他・無回答

両党では、二大政党制が圧倒的多数で支持されていたのは当然としても、この時期去就を注目されていた日本新党の場合四割が二大政党制の支持、三分の二強が無回答で日本新党の議員が大きなジレンマに立たされていたことがわかる。なお、穏健な多党制、いわゆる三党制度を支持していると思われる新党さきがけの三分の二近くがその他・無回答であったことはこの党が大政党の狭間でどのようにしてレーゾンデートルを維持するか悩んでいたことがうかがわれる。

以上各問からわかるとおり、政権をめぐる問題については、羽田内閣の与党新生・公明・民社・日本新党の各党がそれぞれ比較的一本化していたのに対し、自民・社会の両党は党内にかなり異質な態度の分裂が存在していた。

三　基本政策をめぐる与野党議員の政治的態度

細川内閣倒壊の一因となった国民福祉税に始まり、村山内閣の乗り越えなければならない最大の課題の一つ、税制改革については(**表4**)、この調査の行なわれた羽田内閣末期の時点では、新生・民社の両党に無条件賛成を表明した者が七分の一、公明・新党さきがけ・日本新党などでは約一割あったほか、社会党を除く旧連立与党は、いずれも条件付賛成の立場を明かにしていた。これに対し、自民党の場合条件付賛成と反対の立場は三対二の比率で分かれていた。一方社会党は条件付賛成と反対に二分されていた。自民党の反対は羽田内閣倒閣の戦術としてであろうが、社会党の反対は、消費税反対というこれまでの党の基本方針と、八九年参院選で消費税反対で大量当選を果たした参議院議員が九五年に改選期を迎えるといった事情によるものであろう。

税制改革とならぶ内政上の大きな問題は、地方分権の問題である。これについては(**表5**)、新党さきがけと日本新党の半分以上が、社会党の四割が中央官僚への権限集中と市町村の権限委譲の受け皿として市町村の規模が小さすぎ

表4　税制改革

（実数）	賛　成	条件つき賛成	反　対	無回答
全　体 (475)	4 6	62 0	26 1	7 4
自民党 (196)	1 0	54 6	35 7	8.7
社会党 (72)	—	45 8	48.6	5 6
新生党 (55)	14 5	78.2	—	7 3
さきがけ (22)	9 1	90 9	—	—
公明党 (47)	10 6	83 0	2 1	4 3
民社党 (16)	12 5	81 3	—	6.3
日本新党 (32)	6 3	84.4	3 1	6.3
自由・みらい・ 改新系無所属 (15)	6 7	73 3	—	20 0
無所属 (5)	—	40 0	40 0	20 0
共　産 (15)	—	—	100 0	—

税制改革については各議員が4つの選択肢の何れに回答したかは明らかにされているが質問文自体は省略されている。

るという二点を挙げている。これに対して自民党や新生、公明、民社の各党は、中央官僚への権限集中のほか、住民の自治意識が低いことやゼネコン汚職の影響、国会議員が不熱心であること等を挙げている。新党さきがけと日本新党が、中央省庁への権限集中と同時に、権限委譲の受け皿としては市町村の規模が小さ過ぎることを挙げているのは、両党とも党首が県知事であった経験を持っていることの影響だと思われる。本来、地方分権については、市町村だけでなく都道府県の受け皿としての能力の問題もあるはずだが、残念ながらこの問題についての質問項目はない。その他と答えた回答が、全体の三分の一以上にのぼるが、

おそらく、この中に含まれているのであろう。数は少ないが、地方分権が進まない理由として市町村の側の問題だけを挙げた回答があった。基本的には、地方分権に対して消極的な考えの持ち主とおもわれる。

六月調査で質問された不戦決議、憲法第九条、および九月調査で質問された国連常任理事国入りの問題など、安全保障をめぐる基本的外交政策の問題についてはどうであろうか。不戦決議については(**表6**)、社会党のほとんど全員が早急に決議を行なうべきだとしている。この問題については、社会党に次いで、公明党の約八割が早急に決議す

表5　地方分権の進まない原因

(実数)	中央官僚	中央官僚と市町村	中央官僚とその他	その他
全　体 (475)	7 8	25 8	41 2	25 2
自民党 (196)	6 1	20.9	42 9	30 1
社会党 (72)	11 1	41.7	40 3	6 9
新生党 (55)	5 5	10 9	47 3	36 4
さきがけ (22)	4 5	54 5	22 7	18 2
公明党 (47)	12 8	17.0	55 3	10 6
民社党 (16)	18 8	12.5	56 3	12 5
日本新党 (32)	3 1	50.0	28 1	18.8
自由・みらい・改新系無所属 (15)	6 7	13.3	33 3	46 7
無所属 (5)	20.0	20 0	60 0	−
共　産 (15)	6.7	33 3	−	60 0

政府は年内に地方分権大綱をまとめる方針てす。地方分権は長い間，さまざまに論議されてきましたが，なかなか実現に向けて動き出さないのが現実てす。地方分権か進まない原因は何てしょうか。次の選択肢のなかから大きな原因と思われるもの二つまて選んてください。その他として，二つまて具体的に挙げてもらってもけっこうてす。

① 中央官僚が許認可，補助金などの権限を手放すことに抵抗していること
② 市町村の規模が小さくて，権限委譲の受け皿が整っていないこと
③ 住民の自治意識が低いこと
④ セネコン汚職などがあり，自治体が信用されていないこと
⑤ 分権がすすめば国会議員の権限が小さくなることから国会議員が不熱心てあること
⑥ その他

この質問は複数回答てある。分析の必要上，選択肢に対する回答を①とのみ答えたもの，①と②をあげたもの，①と③④⑤⑥をあげたもの，②③④⑤⑥のなかから1つもしくは複数を回答としてあげたものの4グループに分類した。

べきだとしている。新生、新党さきがけ、日本新党の各党は、六割程度の者が早急決議に賛成している。これに対し、民社党の場合、四割強が早急決議に賛成としているが、三割は不戦決議をする必要はないとの立場を明らかにし、四分の一はその他・無回答である。当時野党であった自民党は、早急決議に賛成の者が四分の一、一方必要なしとする者が約四割あったが、自民党の場合も、その他・無回答が四分の一にのぼっている。なお、その他・無回答は、新生、新党さきがけ、日本新党でも、かなりの数に達している。その他・無回答が、もし心情的にはどちらかといえば不戦

表6　不戦決議

（実数）	早急決議	時期尚早	不必要	その他わからない無回答
全体 (475)	51.1	6.3	21.4	21.2
自民党 (196)	26.0	7.7	39.8	26.5
社会党 (72)	95.8	—	1.4	2.8
新生党 (55)	60.0	7.3	14.5	18.2
さきがけ (22)	54.5	9.1	13.6	22.7
公明党 (47)	76.6	6.4	4.3	12.8
民社党 (16)	43.8	—	31.3	25.0
日本新党 (32)	53.1	9.4	12.5	25.0
自由・みらい・改新系無所属 (15)	40.0	—	6.7	53.3
無所属 (5)	20.0	60.0	—	20.0
共産 (15)	73.3	—	—	26.7

戦後五十年を機に，不戦を誓う国会決議を行なうべきたという意見が出ていますか，とう思いますか。
① 早急に決議するべき
② いまは時期尚早て決議するべきてはない
③ 今後とも決議をする必要はない
④ その他・わからない・無回答

決議必要なしという立場に近いとすれば、社会、公明両党を除けば、各党ともこの問題に対しては、党内にいろいろ態度の分裂のあることが察せられる。不戦決議については、世代間の対立がかなり明瞭に見てとれる。当選回数の少ない議員の間では、これを不必要とするものは六分の一程度であるが、七回以上では、三分の一以上を占めている。このような問題については、当選回数の古い議員は保守的なことがわかる。

ほとんど全員が早急な不戦決議を主張している社会党の場合、当然憲法第九条については（表7）、一人残らず全員が、現状のままでよいとしている。公明党の場合も、不戦決議同様憲法第九条についてもその四分の三が現状のま

表7　憲法9条

（実数）	現状のまま	改正必要	その他 無回答
全　体 (475)	63 4	13.2	23 3
自民党 (196)	55.6	19 4	25 0
社会党 (72)	100 0	—	—
新生党 (55)	52 7	14 5	32.7
さきがけ (22)	59.1	18.2	22 7
公明党 (47)	72 3	—	27 7
民社党 (16)	43.8	18 8	37.5
日本新党 (32)	43.8	18.8	37 5
自由・みらい・ 改新系無所属 (15)	46.7	13.3	40 0
無所属 (5)	40.0	40.0	20 0
共　産 (15)	100 0	—	—

憲法九条は現状のままでいいでしょうか，改める必要があると思いますか。
① 現状のままでいい
② 改める必要がある
③ その他・無回答

までよいとしている。しかしそれ以外の政党は、新党さきがけの六割から民社党の四割強まで、自民党も含めて各党とも半分前後の者が第九条は現状のままでよいとしている。しかし憲法第九条の特色は、その他・無回答の多いことである。民社党の四割弱を最高、新党さきがけの四分の一を最低に、各党とも四分の一から三割の間に集中している。不戦決議同様、各党の議員にとって率直な態度表明を躊躇させるような社会的圧力を感じさせる問題であることがうかがわれる。九条を改める必要があるとする者は、自民党、日本新党の二割を最高として、新生党の六分の一が最低となっている。ただし、この問題については、誰しもがハト派と目する議員の中に見られる、現状程度の国連協力であっても拡大解釈によらず憲法の条文を整備すべきだとする意見も含まれているので、この数字はそのままいわゆる世間で言うタカ派的改憲論を示すものではない。

表8　常任理事国入りへの賛否

（実数）	賛　成	反　対	無回答
全　体 (475)	42 4	11.3	46.2
自民党 (196)	36.2	5 1	58 7
社会党 (72)	16 7	34 7	48 6
新生党 (55)	58 2	—	41 8
さきがけ (22)	18 2	9 1	72.7
公明党 (47)	83 3	—	16 7
民社党 (16)	62 5	6 3	31 3
日本新党 (32)	71 9	—	28 1
自由・みらい・ 改新系無所属 (15)	53 3	—	46.7
無所属 (5)	40 0	20 0	40 0
共　産 (15)	—	100 0	—

日本の国連安全保障理事国入りについて，与野党の国会議員の間で意見が分かれているが，基本的に常任理事国になることについて賛成か，反対か（賛＝賛成，反＝反対）

なお，この質問において無回答か多いのは，政治的態度調査て回答した議員の中で，この常任理事国入り調査に際しては回答しなかった議員をすへて無回答として処理したためてある。

国連の常任理事国入りの問題については（表8）、社会党と新党さきがけを除いては、各党ともほとんどの議員が常任理事国入りを支持している。特に新生党と日本新党は全員賛成の立場を示している。

自民党の場合、四分の三が賛成であるが、一割が反対の意見を表明し、六分の一がその他・無回答である。国連常任理事国入りの問題については、自民党の中に確固たる反対論のあることがわかる。社会党の場合、四分の一が常任理事国入りを支持し、半数が反対、残りの二割がその他・無回答の立場を示している。常任理事国入りについては、社会党の党内は二分されている。この問題については、当選一・二回の議員は半分以上が賛成である。しかし当選回数の古い議員の間では、半分以上が回答を保留している。

どちらかといえば個人の信条にも関わる死刑制度の問題に対する態度についてみると（表9）、即時廃止という者は社会党と公明党に多い。また、仮釈放を認めない終身刑などを創設して死刑を廃止するという者を加えると、社会、公明両党とも半数以上が死刑廃止の態度をとっている。上述の不戦決議や憲法第九条の問題と並んで、死刑廃止の問題も社会、公明両党の態度には重なり合う部分が多い。もっとも、さきがけや日本新党にも、死刑を廃止して終身刑をもって変えるとする立場の者がそれぞれ三割程度占めている。一方、現状のままでよいとする態度は、自民、新生、民主の三党とも六割から七割を占めている。この死刑問題については、その他・無回答者が少ない。それぞれの党の立場が明確には定まっていないため、かなり自由にその態度を表明しているものと思われる。新党さきがけと日本新党の議員の態度が、自民、新生、民社の三党の態度に比べればリベラルなのが興味深い。

四　社会党の政策転換に対する社会党議員の態度

先述のように、村山内閣は成立と同時に、従来社会党の存在意義と関わるとされてきた、基本的な政策についての転

表9　死刑制度をどう考えるか

（実数）	即時廃止	仮釈放のない終身刑で死刑にかえる	執行停止の上，議論を深める	現状のまま	分からない 無　回　答
全　体 (475)	8 2	20 0	19 1	39 9	12 8
自民党 (196)	1 5	10 7	14 8	57 7	15 3
社会党 (72)	22 2	34 7	34 7	4 2	4 2
新生党 (55)	1 8	3 6	20 0	58.2	16 4
さきがけ (22)	－	31 8	22.7	40 9	4 5
公明党 (47)	17 0	42 6	23 4	6 4	10.6
民社党 (16)	－	18 8	6 3	68 8	6 3
日本新党 (32)	3 1	28 1	18 8	31 3	18 8
自由・みらい・改新系無所属 (15)	－	26 7	6 7	53 3	13 3
無所属 (5)	20 0	20 0	60 0	－	－
共　産 (15)	60 0	20.0	6 7	－	13 3

死刑制度について，とう考えますか。次のなかから選択してください。
① 即時廃止するべき
② 仮釈放を認めない終身刑など創設して，死刑は廃止する
③ 現段階で執行を停止し，その間に議論を深める
④ 現状のままでいい
⑤ その他・わからない・無回答

表10 《自衛隊合憲答弁についてどう思うか》

合 計(実数)	賛 成	やむを得ない	反 対	無回答
(48)	31.3%	64.6%	2 1%	2 1%

《現状の自衛隊は合憲か違憲か》

合 計(実数)	合 憲	違 憲	無回答
(48)	54.2%	31 3%	14.6%

《"日米安保必要" 答弁についてどう思うか》

合 計(実数)	賛 成	やむを得ない	反 対	無回答
(48)	54.2%	41.7%	2.1%	2.1%

《"非武装中立" 答弁への賛否》

合 計(実数)	賛 成	やむを得ない	反 対	無回答
(48)	22.9%	29.2%	45.8%	2.1%

《首相の自衛隊合憲答弁にもかかわらず，今後も「護憲勢力」としての政策を展開できるか》

合 計(実数)	できる	難しくなる	無回答
(48)	81.3%	16 7%	2.1%

《"国家・国旗の尊重と学校教育でのそれらの指導は必要である" との首相答弁をどう思うか》

合 計(実数)	賛 成	やむを得ない	反 対	無回答
(48)	29 2%	37 5%	20.8%	12.5%

換を次々と行なった。このような政策転換は、党下部組織においてはもちろん、国会議員の間においてすらさまざまな戸惑いをもたらしている。これら政策転換に対する社会党の衆議院議員の態度の混乱と分裂について見てみよう(表10)。

村山総理は所信表明演説で、従来自衛隊は違憲・合法の存在であるという党の態度を転換し、自衛隊は合憲であり、日米安保はこれを堅持するとの態度を明らかにした。これについては、社会党議員の中で賛成という者は三割にすぎなかったが、反対という者も一名であり、残りはやむを得ないと追認していた。ただし当選七回以上の人は多くが回答を保留している。しかし、自衛隊の現状をどのように見るかという点については、合憲とする者は半分強であって、三割は違憲であると考えている。現実に存在している自衛隊の認識については、党は二分されているといわなければならない。

日米安保条約を堅持するという村山総理の答弁については、これも約半分強が賛成と答え、四割がやむを得ないと総理の立場を追認している。反対の立場を表明しているのはこれも一名である。しかし、社会党の基本政策である非武装中立はすでに政策的役割を終えたという答弁については、賛成は二割、約三割がやむを得ないとしているが、この問題については四割強がはっきりと反対の意思を表示している。非武装中立政策の放棄については、社会党内に厳しい批判が存在していることを示している。村山内閣の政策転換によって今後も護憲勢力としての政策を展開できるかという点については、八割の者ができると答え、六分の一が難しいと答えている。

更に、日の丸が国旗、君が代が国歌であるということは国民に定着しており、学校教育で国歌斉唱、国旗掲揚の指導は必要であるとの総理の答弁については、約三割の者が賛成、やむを得ないという者を加えればほぼ三分の二の支持を得ているが、反対も二割あり、この問題については一割強が回答を保留している。自衛隊の現状についての認識同様に、回答することに躊躇を感じる社会党議員の多いことがわかる。要するに、村山政権の成立による政権与党としての立場から、総理の国会答弁を支持しようとしながらも現実にはなかなかそこまで踏み切れない社会党の苦悩を

見てとることができる。

五　与野党議員の政治的態度に見られる五つのグループ

羽田内閣の連立与党を構成した新生・公明以下の各政党の議員の態度は、党ごとに比較的まとまっていてばらつきは大きくない。しかし、村山内閣を構成する自民党と社会党および小党であるが新党さきがけの議員の態度には、党内でかなりの広がりや対立・分裂が存在する。それでは、村山内閣の連立与党を構成する自民・社会・新党さきがけの三党の態度には重なり合う部分がないのか、羽田内閣の旧連立与党を構成する各党についてみても新・新党結成が可能な程態度の重なりがあるのか、公明党とそれ以外の政党の議員の態度には重なり合う部分があるのか、それとも相互にかなり異質的であるのか、また現在の与野党を通じてみて自民党と新生党の間に、あるいは社会党と民社党の間に態度の重なりはないのかといった諸関係を見るために、統数研の数量化理論三類による分析を参考に考察してみよう。(5)

三類の分析で、朝日新聞の各調査項目に対する各議員の回答を、最も明確に構造化する第一軸についてみると(表11、図1)、一方の極に政界再編の政権形態として小党分立を挙げるもの、予算成立後、ただちに中選挙区制での解散を主張するもの、常任理事国入りに反対で、死刑も即時廃止を主張するといった、社会党の派閥のひとつ太陽を中心とする護憲グループが集まっている。他方の極には、税制改革に賛成で、羽田内閣に対する内閣不信任案に反対、羽田内閣の予算成立後も年内解散は必要なく、国連常任理事国入りには賛成で、政界再編により二大政党制を求めるといった、新生党を中心とする政治改革積極派グループが集まっている。また、ほぼ中間には政界再編では三党体制を、憲法九条については現状維持を、地方分権の障害は中央官僚と市町村の双方にあると考え、不戦決議は早急に決議すべ

表11　カテゴリウェイト

＜アイテムカテゴリ変数＞	度　数	解　1	解　2	解　3
解散への態度				
中選挙区解散	73	2 99	- 0 28	1 73
新制度解散	109	- 0 59	- 0 85	- 0 25
今年中の解散反対	99	- 1.18	- 1 47	0.54
無回答	194	- 0 19	1 33	- 0.78
不信任案への態度				
賛成	179	1.35	0 86	1 07
反対	172	- 1.47	- 1.01	0.93
無回答	124	0 08	0.16	- 2.82
ポスト羽田内閣の政権形態				
二大政党	212	- 0 99	- 0.44	1.20
保守A 保守B 社民リベラル	103	0.64	- 0 85	- 2.14
小党分立	23	4.11	- 1 24	2.01
無回答	137	0.35	1.52	- 0.57
税制改革				
賛成	22	- 1 93	- 1.24	2 35
条件つき賛成	295	- 0 68	- 0.34	- 0 14
反対	124	2.08	0 31	0 11
無回答	34	- 0 44	2 50	- 0.69
地方分権の進まない原因				
中央官僚	37	- 0.17	- 0 94	- 1 40
中央官僚と市町村	123	0.61	- 0 40	- 1.06
中央官僚とその他	196	- 0.34	- 0 43	0.38
その他	119	- 0 03	1 40	0 91
不戦決議				
早急決議	243	0 22	- 1 22	- 0 54
時期尚早	30	- 0 61	- 0 10	- 0 50
不必要	102	0 07	1 19	1.20
無回答	100	- 0 41	1 77	0 23
憲法９条				
現状維持のまま	302	0 48	- 0.67	- 0.09
改正必要	63	- 0 63	0.75	1 27
無回答	110	- 0 95	1 39	- 0 47
常任理事国入りへの賛否				
賛成	202	- 0 99	- 0.57	0.73
反対	54	3 03	- 1.40	0 52
無回答	219	0 17	0.87	- 0.79
死刑制度				
即時廃止	39	2 68	- 1 67	1.87
仮釈放のない終身刑で死刑にかえる	95	- 0 23	- 1 38	- 1 30
執行停止の上，議論を深める	91	0 17	- 0.88	- 1.02
現状のまま	190	- 0.48	0.94	0 87
無回答	60	- 0 10	1 61	- 0 36

図1　衆議院議員の政治的態度の分布（1軸×2軸）

【カテゴリウェイトのプロット図】

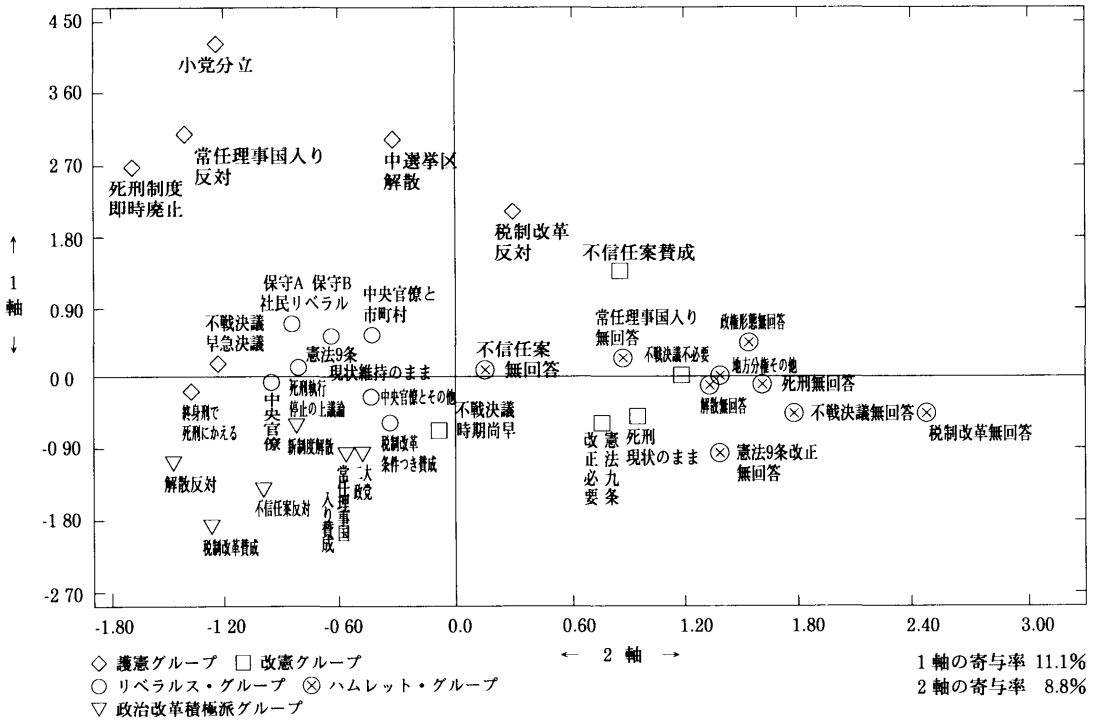

きであり、死刑問題についてはとりあえず死刑の執行を停止し議論を深めるべきであるとするリベラルズ・グループが集まっている。衆議院の与野党議員は護憲グループと改革積極派グループを両端とする軸上に散らばり、ほぼ中間にリベラルズ・グループが位置しているという構造になっている。

第2軸についてみると一方の極に税制改革、不戦決議、政界再編、死刑問題、地方分権や憲法九条などの各項目に、その他・無回答の態度を表明したグループが集まっている。調査対象は一般の国民ではなく国会議員である。無回答の多くは決して無関心のために意見がないわけではなく、選択肢とは異なるカテゴリーの意見や所属政党の立場とは異なる態度を持ち、あるいは世論やマスコミの批判を受けることを恐れて、態度の表明に躊躇しているものとみるべきであろう。ハムレット・グループといってもよい。ハムレット・グループに続いて中間寄りに、不信任案に賛成、死刑については現状のまま、憲法九条については改正といった改憲グループが集まっている。反対側の極には護憲グループと改革積極派グループが、軸上極から中間寄りにリベラルズ・グループが広がっている。第1・第2軸を交差させると左上に護憲グループ、左側軸上にリベラルズ・グループ、左下に改革積極派グループが位置し、第2軸の軸上右側にハムレット・グループ、より原点よりに改憲グループが集まっているという構造になっている（図2）[6]。

四七五人の与野党議員のそれぞれがこれら各質問に対してどのような反応を示したかを得点化して座標軸上に図示してみると（図3）、自民党の議員は原点を中心とする中央部分に多く分布している。三党制を支持し、憲法九条については現状維持派と改憲派の双方に分かれ、地方分権については中央官僚あるいは中央官僚と地方自治体の双方に問題があるとし、死刑問題についてはしばらく停止して検討すべきだとし、不戦決議については時期尚早であるといった意見を持つものが多い。また政界再編や地方分権、常任理事国入り、不戦決議、税制改革、死刑問題等の厳しい議論の対立のある問題には態度の表明を保留するものが多いのも自民党の特色である。自民党はどちらかといえば穏やかなリベラルズ・グループと改憲グループ、およびハムレット・グループの三グループから構成されているというこ

図2　衆議院議員の政治的態度構造

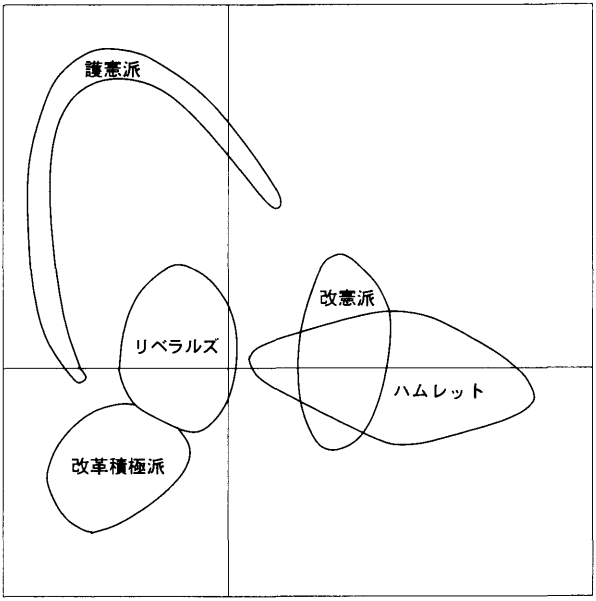

とがわかる。

社会党は左上に護憲グループ、その下に幅広くリベラルズ・グループが集まっている。いずれも左半分に分布し、ハムレット・グループはほとんど存在しない。社会党は護憲グループとリベラルズ・グループから構成されるといってよい。

新党さきがけは原点を中心としてリベラルズ・グループにほぼ集中している。若干の改憲グループも存在するがハムレット・グループは少ない。ただしさきがけの改憲グループは、現状でもすでに許容される解釈の範囲を超えているので改正を急ぐべきだとする、実質的にはかなり急進的なリベラルズ・グループである。社会党の護憲グループや自民党のハムレット・グループとの重なりはほとんど見られない。

新生党は左下から右下にかけてどちらかといえば左寄りに幅広く分布している。ハムレット・グループは少ない。同党は改革積極派グループを中心とし、これと改憲グループから構成されている。

図3　各党議員の政治的態度構造

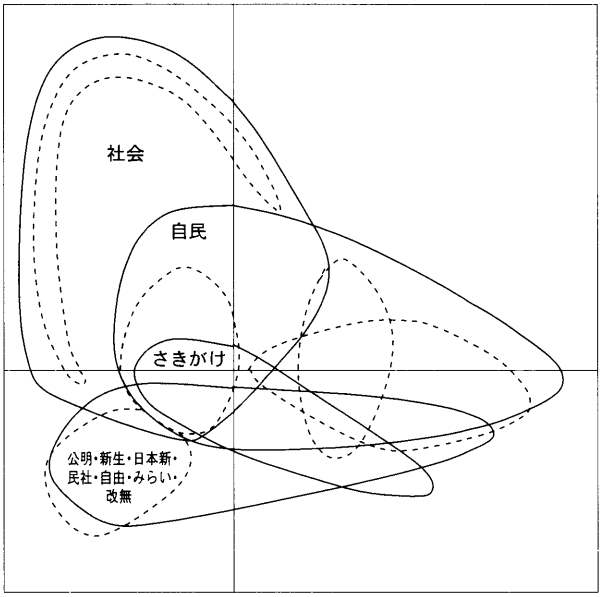

自民党から分裂したわけであるが、改憲グループについては重なりが見られるものの、改革積極派グループについてはあまり重なりは見られない。

公明党の議員はほとんどが左下、一部が右下に分布している。基本的には改革積極派グループで占められているといってもよい。

民社党もすべて左下と右下に分布している。民社党の場合もハムレット・グループはいない。民社党は改革積極派グループと改憲グループの二グループから構成されているといってよい。

日本新党も民社党とよく似た構造をもち、改革積極派グループと改憲グループの二グループから構成されている。しかし、明らかに改革積極派グループの方が多数を占めている。

自由、新党みらい、改新系無所属の新党グループの態度の分布も、民社党や日本新党と酷似している。労働組合の基盤を持つ民社党と日本新党や新党グループとでは党の基盤は異なって

いるが、少なくとも議員の態度という点から見るならば、民社、日本新党、新党グループの各党は良く似た構造をもっているといってよいであろう。

当選回数別に見ると、先述のように当選回数の多い議員は自民・社会・共産の三党に集中している。しかし、当選回数の多い議員には、それぞれのグループの指導的立場に立つ議員を除いては、護憲グループや改革積極派グループに属する者はあまりいない。いずれもリベラルズ・グループや改憲グループなどにまたがる意見の持ち主が多い。一方、周辺部に位置する態度の持ち主は当選回数の少ない議員に多い。言い換えれば、当選回数の少ない議員の態度は極めて多様であるが、当選回数を重ねるにつれて穏やかなリベラルズ・グループか改憲グループのような保守派にしだいに収斂していく傾向があることがわかる。

朝日新聞調査の質問項目は、政権をめぐる問題と内政外交をめぐる政策の問題に限定されている。党運営や政党間の意見調整などの手法に関わる質問は含まれていない。したがって、新聞、テレビや週刊誌等においてしばしば話題となっている、小沢一郎氏をめぐるいわゆる一・一ラインとか反小沢といった態度は測定できない。しかし、衆議院議員が羽田内閣末期という時点においてではあるが、政権形態や内政外交にかかわる政策についてどのような態度を持ち、これら態度をめぐりどのようなグループが存在し、これらグループの議員が所属政党の方針とどのような関係にあったかという点については明らかにすることができたと思われる。

(1) 中村勝範教授は最近の論説、「変節なくして歴史的転換なし」(産経新聞「正論」平成六年八月二日)において、村山内閣における社会党の政策転換を取り上げて、このような転換は日本の歴史においては必ずしも珍しいものではないと論評された。教授は明治維新を例に取りながら、薩長連合の成立と倒幕の成功と同時に、維新政府が一転して尊皇攘夷から開国論への転じたことを挙げて、変節なくして歴史的転換はあり得ないと、村山内閣を批判され、社会党は今立党以来初めて本音で語る普通の政党に脱皮したと喝破しておられる。この論説は、*Japan Views* (September, 1994) 誌上に英訳され掲載されたが、その題名は「ダマスカスへの道を歩む」("On the Road to Damascus") と訳されている。誠に言い得て妙である。言うまでも

なく、キリスト教徒迫害の目的で、ガザからダマスカスに向かう途上で盲目となった後のパウロが、ダマスカスに至ってキリスト教に回心し、奇跡によって目が開き、やがてキリスト教の殉教者となったという使徒列伝の挿話に由来する。

(2) 調査対象である全衆議院議員五〇九名のうち、閣僚、あるいは党の責任ある役職についている等の理由で回答を保留した議員を除くと、四七五名の議員がこれに回答した。なおこの論文では、個人名が明らかになっている回答の一〇問のうち、議員の政治的態度とあまり関係のない、かつて海部内閣が議会に提出した区割り案（第八次選挙制度審議会の答申案）について各議員の選挙区が属する都道府県の区割りが適当であるかどうかを尋ねた質問と、政界の次期リーダーの個人名を問うた、複数回答でしかも政治家名が極めて多数にのぼるため統計処理の困難な質問の二問は、この分析対象からはずした。

(3) 調査対象は全国会議員であるが、そのうち衆議員議員五〇九名のうち三一九名が回答した。ただし六月の全衆議院議員に対する政治的態度調査の回答者と、衆議院議員のうち今回の調査の回答者とではかなりの食い違いがある。本論文では、この調査の対象者のうち、六月調査の回答者だけを取り出してこの質問に対する回答を六月調査の回答に加えて分析した。なお、この調査で回答を保留した議員は、無回答として処理した。

(4) 調査対象は社会党の衆参両院議員であるが、このうち社会党・護憲民主連合所属の衆議院議員七四人のうち四八人が回答した。本稿ではこの四八人の回答のクロス分析を行なった。

(5) 周知のように数量化理論とは、統計数理研究所の林知己夫によって開発された、多変量の質的データを解析する手法である。このうち数量化理論3類とは、一群の質的変数の構造分析のための手法であって、連続変量の場合の主成分分析に相当し、被説明変数（外的基準）を持たないデータに用いられる。本稿で分析した朝日調査は、元来この種の多変量解析を施す目的で企画された調査ではないし、またこの手法の性質も加わって、析出された軸の1軸2軸3軸の寄与率も決して高くはない。しかしクロス分析の結果を総合し、あるいはクロス分析で読み取れる相関関係の背後にあると思われる潜在要因を確認するためには、この三類の分析結果は大いに参考になる。

(6) 3軸についてみると(**図4**)（寄与率六・三%）、原点からカテゴリーウェイトがマイナスの軸上に負の値が大きい極に近い側にリベラルズ・グループが、原点に近い側にハムレット・グループが分布している。一方、プラスの軸上には、護憲グループ、改憲グループ、改革積極派グループが分布している。要するに、リベラルズ、およびハムレット・グループとそれ以外のグループを分ける軸と読むことができる。この軸から見るかぎり、ハムレット・グループは、リベラルズと軸上プラスよりの強い政治的自己主張を持った3グループの間にあって、いずれとも決めかねている、あるいはその態度表明を躊躇しているグ

図4 衆議院議員の政治的態度の分布（1軸×3軸）

【カテゴリウェイトのプロット図】

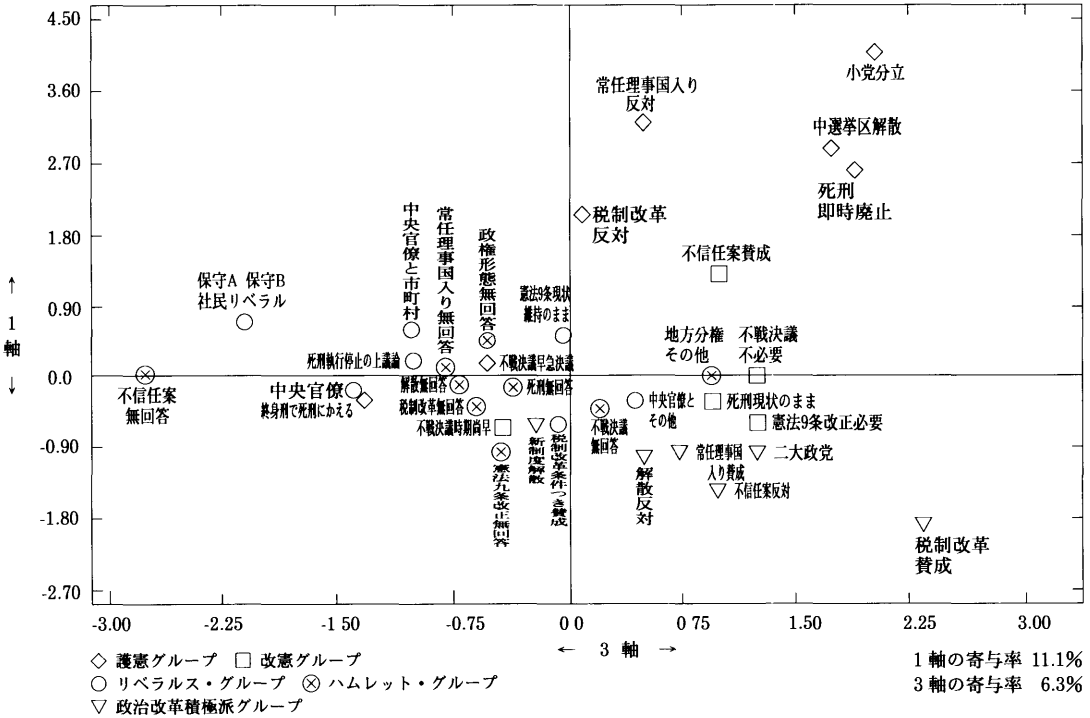

ループと見ることができよう。なお、3軸から読み取れる意味は、基本的には1軸と2軸を補完するものであるので、四七五名の与野党議員の個々の反応を示すサンプルスコアの分析については、1軸と2軸のみを記述し、3軸については省略した。

本稿の作成にあたって、朝日新聞大阪本社代表　広瀬道貞氏、朝日新聞政治部次長今西光男氏、読売新聞論説委員　橋本五郎氏より種々ご協力やご教示を得た。またデータのコンピュータ処理に関しては本塾大学院生山本渉、佐々木孝夫両君の手を煩わせた。記して感謝の意を表したい。